

第 16 号議案

豊後大野市成年後見制度利用促進審議会条例の制定について

豊後大野市成年後見制度利用促進審議会条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議する機関として豊後大野市成年後見制度利用促進審議会を設置したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市成年後見制度利用促進審議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定に基づき、豊後大野市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議すること。
- (2) その他成年後見制度の利用の促進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療、福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をされることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊後大野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表 介護認定審査会の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進審議会委員	特に専門知識を有する者	日額	8,800円
	その他の者	日額	4,600円